

奨学金の貸与を希望する皆さんへ

[在学募集(令和5年度版)]

- 公益財団法人鹿児島県育英財団では、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）に在学する者を対象に、奨学生の募集を行います。
- 奨学金を希望する場合は、在学する高等学校等から必要な申請書類等を受領し、定められた期日までに高等学校等へ提出してください。

この奨学金の貸与を受けた場合は、貸与終了後、必ず返還する義務があることを承知した上で申請してください。

学校への提出期限: 令和5年 月 日

申請に関する問合せは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 奨学金の種類、貸与月額

奨学金の種類	区分	通学区分	貸与月額
高等学校奨学金	国公立	自宅	18,000円
		自宅外	23,000円
	私立	自宅	30,000円
		自宅外	35,000円
高等学校再編整備特別奨学金	公立	自宅外	23,000円
交通遺児等奨学金	国公立		24,000円
	私立		36,000円

(注1) 日本学生支援機構の奨学金との併用はできない。

(注2) 高等学校奨学金、高等学校再編整備特別奨学金については、高等専門学校は、原則、対象外とするため、奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないとと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

応募者が多い場合は、応募資格や応募基準を満たしていても採用されないことがあります。

2 貸与期間

貸与期間は、原則として、令和5年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。

3 応募基準等

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在学する者

(2) 応募基準

次のア又はイに該当するもの

ア 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者

イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

前学年（高等学校1年生相当学年の者にあつては、中学校3年生相当学年とする。以下同じ。）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.0以上であること。ただし、3.0未満であっても、別に定めるところにより、特例推薦を受けることができる。

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

- (7) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (4) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (5) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

(2) 応募基準

次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
- ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者（ア又はイに準ずる者）

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ。

○ 高等学校再編整備特別奨学金

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、下表の右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から通学することが困難なために進学に伴って保護者と別居することになった1年生

再編整備による新設高等学校	出身中学校等
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中，上甕中，海陽中，海星中及び鹿島中を除く。），さつま町，出水市，阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校等
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市，霧島市，始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中，吉田南中，祁答院中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校等
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市，中種子町，南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。），龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町の区域内にある中学校

(2) 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

前学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0以上**であること。ただし、**3.0未満**であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。（「高等学校奨学金・学力基準あり」「(3) 推薦基準 ウ 特例推薦」を参照）

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ。

(4) 特例推薦

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ。

○ **交通遺児等（高等学校等）奨学金**

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者

ア 保護者等が道路等における交通事故（陸上、海上、航空）で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等

イ 高等学校等に在学する者

(2) 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下のもの

(3) 推薦基準

上記「応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

ア 学力

前学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0程度以上**であること。

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ。

（注） 特例推薦、収入基準の詳細については、各学校の奨学金担当者へ尋ねること。

4 応募に必要な書類

奨学金の応募には、次の書類が必要です。必要な書類は、在学している学校から受け取り、表紙に書かれた提出期限までに、学校へ提出してください。

(1) 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：在学募集）（第1号様式）

(2) 奨学金振込口座届

(3) 令和5年度高等学校等奨学生在学募集申請チェックシート【申請用】

(4) 添付書類

ア 父母等の所得に関する証明書等（別表1参照）

※ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者で、父母等の所得額課税額証明書が提出できない場合は、「児童養護施設長の意見及びその他参考事項」（別紙様式2）を提出すること。

イ その他必要な関係書類等（別表2参照）

ウ 交通事故証明書（原本）（自動車安全運転センター発行）等、事故の内容や発生日時がわかる証明書（交通遺児等奨学金へ応募する者のみ添付）

別表 1 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者(父母等)は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を同一とし、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。(同一世帯員のうち、次の①～③以外の者にも所得がある場合、その者に関する証明書等の提出は不要。)

① 父母がともにいる場合は、**父及び母の各々の証明書等各1通を添付(父母連名の証明書1通は不可)**

② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母

③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)

所得区分	必要な証明書等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。(注)① 参照
2 年金所得等がある場合	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合、次のいずれかの証明書を添付すること。 ◆ 令和3年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は令和3年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(令和3年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (令和3年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ※ 次のいずれかの証明書を添付すること。 (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本)又は現況届(原本)等 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (令和3年中に就労していたが申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本) 【会社等発行の別紙様式5又は会社等独自の様式】
5 1～4, 6以外の場合 (令和3年1月から引き続き無職無収入である場合)	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの)
6 生活保護受給世帯の者 (家族全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	◆ 令和4年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (令和3年1月～12月までの収入額等及び課税額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

(注) 令和4年度中に、中学校等を通じて予約募集へ申込をして不採用になった者は、選考結果通知の写しをもって父母等の所得額課税額証明書に代えられる。

別表2 特別控除又は特別加算を受けようとする者

特別控除又は特別加算の事由により、その事由を証する書類を添付すること。

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（１級～３級）のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式３－１） 及び領収書（写し）（申請時から過去１年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式４） 及び領収書（写し）※申請時から直近４か月分
震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類 ※原則１年以内

5 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

令和5年3月1日現在

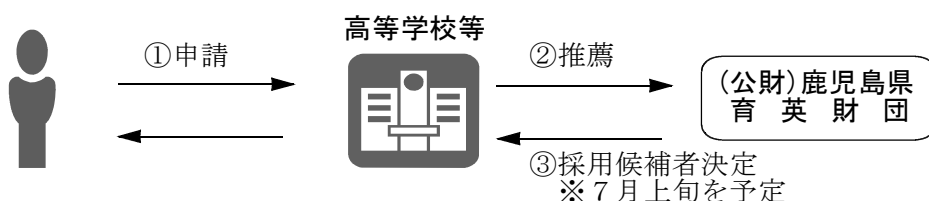
※ 学校コードは、各学校の奨学金担当者へ確認してください。

6 留意事項

- (1) 提出前に、申請に必要な書類がそろっているか確認してください。
 - (ア) 申請書の記入もれ、記入間違い及び押印もれ等はないか。
 - (イ) 添付書類は全てそろっているか。
- (2) 生活保護受給世帯について
奨学金の貸与が収入と認定され、保護費等を減額調整されたり、奨学金を辞退するよう指導される場合がありますので、市町村役場又は福祉事務所等へ必ず相談をした上で申し込んでください。
- (3) 市町村奨学金等との重複貸与について
市町村等によっては、他の奨学金との重複貸与を認めていない場合がありますので、併願をしている場合は、必ず市町村等へ確認をしてください。
- (4) 奨学生採用候補者又は奨学生となった後に保護者が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、その資格を喪失することとなります。

7 申請から採用候補者の認定まで

- (1) 在学する高等学校等を通して申請してください。
- (2) 選考については、令和5年7月上旬までに採用候補者を認定し、高等学校等へ通知します。



8 採用決定までの手続について

上記7の(2)の通知を受けた者へは、高等学校等を通して「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、当財団への提出を確認した後、正式に採用決定し、奨学金を交付します。

決められた期日までに提出のない者や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補者の認定を取り消します。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要**となり、**両保証人の印鑑登録証明書の提出も必要**です。

事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持っておいてください。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任してください。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）及び再生債務者及び未成年者は選任できません。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任してください。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任してください。

9 奨学金の貸与方法と交付日

奨学金は、**奨学生本人名義の鹿児島銀行の普通預金口座**に振り込みます。

該 当 月	交付日（採用初年度）	交付日（次年度以降）
4～ 6月分の奨学金	7月末	5月10日
7～ 9月分 "		7月10日
10～12月分 "	10月10日	10月10日
1～ 3月分 "	1月10日	1月10日

※ 交付日が土・日及び祝日の場合は前営業日を予定しています。

10 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与（無利息）であり、貸与終了後は**返還の義務があります**。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からです。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することになります。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになります。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができます。**
- (ア) 他の学校等へ進学した場合（返還開始時から、卒業後 6 か月までの期間）
- (イ) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学金の種類	区 分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
高等学校奨学金	国公立	自 宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
		自宅外	23,000 "	828,000 "	124 "	6,700 "
	私 立	自 宅	30,000 "	1,080,000 "	144 "	7,500 "
		自宅外	35,000 "	1,260,000 "	150 "	8,400 "
高等学校再編整備特別奨学金	公 立	自宅外	23,000 "	828,000 "	124 "	6,700 "
交通遺児等奨学金	国公立		24,000 "	864,000 "	129 "	6,700 "
	私 立		36,000 "	1,296,000 "	155 "	8,400 "

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

11 奨学金貸与申請書記入上の注意

※黒か紺のボールペンで記入すること。(鉛筆や消せるボールペンは不可)

第1号様式

希望する奨学金の番号を○で囲むこと。

奨 学 金 貸 与 申 請 書 (高等学校等奨学生:在学募集)

※奨学金種類	☒ 02 高等学校奨学金 42 高等学校再編整備特別奨学金 99 交通遺児等(高等学校等)奨学金						
学校名	※ ☒ 全・定・通 〇〇高等学校	学 校 〇 〇 科 学 年 1 ※ ☒ 昼・夜 コード 1 1 1 1 1 1					
氏 名	フリガナ イクエイ シュンタ 育英 春太 生年月日 平成 1 9 0 8 2 3						
家族住所	〒 8 9 0 - 0 0 0 0 0 フリガナ カゴシマケンカゴシマシ〇〇1チヨウメ23-4 住所コード 4 6 2 0 1 鹿児島県鹿児島市〇〇1丁目23-4 アパート名(マンション) 育英コーポ 100号 携帯電話 090-□□□□-☆☆☆☆ 部屋番号 固定電話 099-△△△-〇〇〇〇						
本人住所	〒 8 9 0 - 0 0 0 0 0 フリガナ カゴシマケンカゴシマシ〇〇1チヨウメ23-4 住所コード 4 6 2 0 1 鹿児島県鹿児島市〇〇1丁目23-4 ※ ☒ 自宅・学生寮・下宿・その他 () アパート名(マンション) 育英コーポ 100号 携帯電話 090-☆☆☆☆-□□□□ 部屋番号 固定電話 099-△△△-〇〇〇〇						
※通学区分	☒ 自宅通学 ・ 自宅外通学 看護学科等の5年課程は10年3月まで(5年間)						
貸与開始から卒業までの正規の修学期間	令和 5 年 4 月 から 令和 8 年 3 月まで (3 年間)						
同一生計の家族状況(別居者の番号を○で囲み、専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記)							
別居者に○	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	在 学 学 校	※生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名
1	父	育英 春男	48	給与	※設置別	学 校 名	学 年
2	母	育英 秋子	45	事業所得	国・公・私	〇〇高等学校	1
3	本人	育英 春太	15	なし	国・公・私	〇〇高等学校	1
4	姉	育英 春子	21	給与	国・公・私	〇〇高等学校	1
5	姉	育英 夏子	19	なし	国・公・私	△△専修学校(専門課程)	1
6	弟	育英 冬男	16	なし	国・公・私	□□中学校	2
7	祖母	育英 フユ	74	年金	国・公・私	□□中学校	2
8							
9							

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、“◎◎市立〇〇中学校、△△専修学校(専門課程)、□□高校、”など正確に記入すること。

注④ 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合5年間、通信制・定時制の場合4年間

* ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

本人が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

※ 奨学金は本人の修学のために貸与するものであり、貸与終了後は返還の義務がある。
記入に当たっては、奨学金の貸与を受ける必要性を保護者等と十分検討し、貸与終了後の返還方法（計画）についても保護者や連帯保証人等を含めてよく話し合うこと。

特 別 控 除 等 の 申 告 欄	障害のある人のいる世帯 (1級～3級)注①	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付)	
		知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)	
	長期療養者のいる世帯	病 名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額【 万円】	・医師等の診断書(原本) ・長期療養による年間支出額(別紙様式3-1) 及び領収書の写しを添付
		【病状】 -----	
	主たる家計支持者が別居している世帯(単身赴任等)	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額【 万円】	・単身赴任等による年間支出額(別紙様式4)及び領収書の写しを添付
	震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	被害の種類【 】 被害発生時期【 】 被害内容【 】	・り災証明書の写し ・被害額を証明する書類を添付

※該当する場合はいずれかを○で囲む。

生活保護受給世帯 世帯分離 ・ 同一世帯

市町村民税課税状況 非課税 ・ 減 免

児童養護施設 施設退所 ・ 施設通学

特
記
事
項

※申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「無職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。

※申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与してくださるよう申請します。

令和 5 年 4 月 20 日 ← 記入した日

※各自で必ず記入すること。

本人
(本人自署)

氏 名 育 英 春 太



本人の署名
・押印

保護者
(保護者自署)

~~住 所 鹿児島市〇〇1丁目23-4 青英コーポ 100号~~

育英

保護者の署名
・押印

〔单身赴任等
別居者〕注②

住所

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

各自自署のうえ、本人印と保護者印は、異なる印を押印のこと。
また、印鑑はシャチハタ等（金融機関等で取扱いできない印）は不可。

注① 「障害のある人のいる世帯」における特別控除又は特別加算は、1級～3級までの該当者が対象

注② 「単身赴任等別居者住所」については、主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合に、別居先の住所を記入すること。

12 奨学金振込口座届記入上の注意

別紙様式1

奨 学 金 振 込 口 座 届

10年以上、一度も使っていない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨 学 生 氏 名	育 英 春 太		※1 奨学生番号 (記入しない)						
フリガナ	カゴシマ								
振 込 先	鹿 児 島 銀 行		育 英	支 店 出張所 代理店					
	※鹿児島銀行の普通預金口座のみ。		※2 銀行コード	0	1	8	5		
※3 預金種類	普通		※4 口座番号	1	2	3	4	5	6
フリガナ 口座名義人 ※5	イイ シュウ		通帳の表示どおり、全て大文字で記入						

※1, 2 記入しないでください。

※3 普通預金以外(貯蓄預金等)の口座には送金出来ませんのでご注意ください。

※4 右詰で記入してください。

※5 必ず、奨学生本人名義の口座を記入してください。

6桁の場合、最初に0を記入

原則、口座番号及び口座名義(カナ氏名)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページの写しを貼付すること。ただし、Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しにWeb通帳であることを記載し、貼付すること。

通 帳 写 し 貼 付 欄

【紙の通帳の場合】

普通預金口座となっているか確認

店番 000 口座番号 1234567 税区分 分離課税

お名前 イイ シュウ 様

見 本

鹿児島銀行 支店 00 口座番号 000-000-000

【Web通帳の場合】

見 本

IC CASH CARD

000-1-1234567-1

イイ シュウ

Web通帳

キャッシュカードのコピーの
余白に明記すること

13 認定所得金額の算定方法・収入基準額

○高等学校奨学金〔学力基準あり〕・高等学校再編整備特別奨学金・交通遺児等(高等学校等)奨学金

高等学校奨学金、高等学校再編整備特別奨学金、交通遺児等(高等学校等)奨学金の申請に当たっては、次のⅠ、Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が、Ⅳの収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」 - 下表により算出した控除額

- 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。
 - ① 俸給、給与、賞与
 - ② 賃金
 - ③ 役員報酬
 - ④ 歳費
 - ⑤ 専従者給与
 - ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等）
 - ⑦ 扶助費・疾病手当
- 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式（A）を適用する。
- 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者（収入金額が多い方）には算定式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）には算定式（B）を適用する。
- 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式（A）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 267万円	年間収入金額と同額
268万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+214万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+174万円
782万円 ～	408万円

算定式（B）

年間収入金額	控 除 額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

（注）同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額とする。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事 由	特 別 控 除 額				必要な書類
世帯を対象とする 控除 A	(1) 母子・父子世帯	9 9 万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1 人につき)	小 学 校	3 1 万円			
		中 学 校	4 6 万円			
				自 宅 通 学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国公立	3 9 万円	6 9 万円	
			私 立	8 8	1 1 8	
		高等専門学校 1～3年次	国公立	3 9	6 9	
			私 立	8 8	1 1 8	
		高等専門学校 4～5年次	国公立	4 3	7 2	
			私 立	8 7	1 1 6	
		大 学	国公立	7 4	1 2 1	
			私 立	1 3 3	1 8 0	
	専修学校	高等 課程 専門 課程	国公立	3 9	6 9	
			私 立	8 8	1 1 8	
			国公立	3 6	8 1	
			私 立	1 0 2	1 4 7	
(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人（1 級～3 級） 1 人につき 9 9 万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 現在長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額（申請時から過去 1 年分）				医師等の診断書(原本)、別紙様式 3－1 及び申請時から過去 1 年分の領収書(写し)	
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別な支出をしている年間金額 ただし、7 1 万円を上限とする。				別紙様式 4 及び直近 4 か月分の領収書（写し）	
(6) 震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書(写し)及び被害額を証明する書類（原則 1 年以内）	
と本 す人 るを 控対 除象 B	申込者本人が高等学校等に在学している場合			自 宅 通 学	自宅外通学	
		国公立		3 9 万円	6 9 万円	
		私 立		8 8	1 1 8	

(注 1) A 欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めない。

(注 2) (3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注 3) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が 2 人を超える世帯については、その超える人数につき、B 欄の申込者本人に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除できる。

(例)子どもが 3 人の世帯で、申込者本人が国公立自宅通学生である場合

→ [(3 人 - 2 人) × 39 万円] = 39 万円の控除を受けられる。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Ⅰの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額とする。

Ⅲ 認定所得金額	=	Ⅰ 所得金額(父母等の所得金額合計)	-	Ⅱ 特別控除額
----------	---	--------------------	---	---------

IV 収入基準額

収入基準額は、次の「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

【収入基準額表】

区 分		収 入 基 準 額
世 帯 人 員	1 人	1 0 3 万円
	2 人	1 6 5
	3 人	1 9 0
	4 人	2 0 6
	5 人	2 2 1
	6 人	2 3 4
	7 人	2 4 6

（注）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに11万円を7人の収入基準額(246万円)に加算する。

前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額} = \text{III 認定所得金額} \leq \text{IV 収入基準額}$$

○高等学校奨学金〔学力基準なし〕

高等学校奨学金の申請に当たっては、次のⅠで算定される認定所得金額が、Ⅱで算定される収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額とは、1年間の収入金額について、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算出した額を合計して算定する。

1 給与所得の場合

- ・ 所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて認定所得金額を算出する。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 俸給、給与、賞与 | ⑤ 専従者給与 |
| ② 賃金 | ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等） |
| ③ 役員報酬 | ⑦ 扶助費・傷病手当 |
| ④ 歳費 | |

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

「給与所得」と給与所得以外の所得を次の換算表により算出した「給与収入換算金額」の合計額を認定所得金額とする。

なお、給与所得、給与所得以外の額及びその換算額は、すべて万円未満を切り捨てて算出する。

【給与所得者以外の給与収入額換算表】

給与所得以外の額	給 与 収 入 換 算 金 額
0万円 ～ 360万円	(給与所得以外の額+18万円) × 10/7
361万円 ～ 660万円	(給与所得以外の額+54万円) × 10/8
661万円 ～	(給与所得以外の額+120万円) × 10/9

Ⅱ 収入基準額の算定方法

収入基準額は、下記1又は2の世帯基準額に、3の特別加算額を加えて算出する。
どちらの世帯基準額を適用するかは、①～③のとおりとする。

- ① 給与所得の場合は、1の表を適用する。
- ② 給与所得以外の場合は、2の表を適用する。
- ③ 給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与収入と給与収入換算金額（給与以外）を比較し、適用する表は次のとおりとする。
 - ア 給与収入の方が大きい場合は、1の表を適用する。
 - イ 給与以外の所得の方が大きい場合は、2の表を適用する。

1 給与所得の場合

区 分		世 帯 基 準 額		
		2 級 地 - 1	3 級 地 - 1	3 級 地 - 2
世帯人員	1 人	2 2 7 万円	1 9 9 万円	1 9 1 万円
	2 人	3 0 1	2 6 5	2 5 5
	3 人	3 7 3	3 3 0	3 1 6
	4 人	4 4 9	3 9 9	3 8 1
	5 人	5 2 6	4 6 9	4 4 8
	6 人	5 8 7	5 2 4	5 0 0
	7 人	6 5 1	5 8 3	5 5 6
7人以上1人を増すごとに加算する額		5 8	5 3	5 0

級地の分類	
2 級 地 - 1	鹿児島市
3 級 地 - 1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・始良市
3 級 地 - 2	上記以外の市町村

2 給与所得以外の場合

区 分		世 帯 基 準 額		
		2 級地－1	3 級地－1	3 級地－2
世帯人員	1 人	1 4 1 万円	1 2 1 万円	1 1 6 万円
	2 人	1 9 3	1 6 8	1 6 1
	3 人	2 4 4	2 1 3	2 0 3
	4 人	3 0 5	2 6 5	2 5 1
	5 人	3 6 7	3 2 1	3 0 4
	6 人	4 1 6	3 6 5	3 4 6
	7 人	4 6 7	4 1 2	3 9 1
7 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額		5 3	4 0	4 0

級地の分類	
2 級地－1	鹿児島市
3 級地－1	阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3 級地－2	上記以外の市町村

3 特別加算額

世帯基準額に加算できる特別加算額は、次の「特別加算額表」による。

【特別加算額表】

区 分	加算できる対象者	加 算 額		必要な書類
		2 級 地	3 級 地	
母（父）子 世 帯	児 童 1 人 の 場 合	26万円	24万円	
	児 童 2 人 の 場 合	28	26	
	3 人以上の児童 1 人につき加える金額	1	1	
障 害 者	身体障害者障害程度等級表の 1， 2 級に該当する者等	30	28	障害者手帳(写 し)又は療育手 帳(写し)
	身体障害者障害程度等級表の 3 級 に該当する者等	20	18	

(注) 児童とは、児童福祉法における満18歳に満たない者をいう。

前記Ⅰで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{Ⅰ 認定所得金額} \leq \text{Ⅱ 収入基準額} = \text{世帯基準額} + \text{特別加算額}$$

公益財団法人鹿児島県育英財団

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>